# 楊柳文庫

上

へ13
3330
24

へ13
3330
24

武道隅柳文庫卷之拾五



茶磯榮

武道隅柳文庫

目錄

一 蜂屋合古書理言の事
武士家の侍者無山く者の事
一 山岸見性之文出世の事
武人く評論の事

昭和十年八月廿日寄贈
本大學出版部

# 石女論
# 奇異長
# 大原本人
# 歌

或道陽明文庫巻之或拾ム

鷹屋金吾の記言の事

家家の侍者無少く事多事

東て書家の家老鷹屋金吾の

家并九郎左衛門の旬へい敬ず

の沙汰を遣く方宇く言上ま

乃びうれを遣ま必後あい方紀

[illegible]
[illegible]三郎いへ[illegible]家来あて[illegible]屋
の指南をもつてのちうまさう
のはい用ゐもちゐぐきあるとうち[illegible]
うちよりかたをもつて家の[illegible]へ
金人が悪きわるいと一旦所家よ
作者をわるいばあ命の身のうへ
うちまつ仙蓬の家屋とい表向

のりうけうたわるいとも若女の他よ
い作よりうをいうをもつぐうさぎうの者屋
の年ようとうぐもくべきよいちう
ぎわるいとも彼山ちうぐ数分の姫
をりう達一所よ外ひの書り
をうきあるべきよきいちうし
て書面を動きう作初三
[illegible]の丸の中くうもう分て捨

[illegible]仕付の主味[illegible]まさ塩不
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]仕[illegible]
[illegible]ぎりい[illegible]
[illegible]のとき[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]
[illegible]の書[illegible]

[illegible]て曲りの枝[illegible]て行の
[illegible]ゆ[illegible]て[illegible]
[illegible]め[illegible]
[illegible]口[illegible]の[illegible]
て[illegible]を[illegible]て[illegible]の外の
[illegible]後[illegible]一言[illegible]の[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]

[illegible]ども雪国半ばに先石一口又ハ
とりて江戸表へ差出一ト松ヨ任
[illegible]を[illegible]ハ比[illegible]の[illegible]根ヨ少ク
[illegible]人の[illegible]ハ能三年と試合
ひ[illegible]ば[illegible]とて[illegible]ヨ[illegible]古い三年
[illegible]を根を[illegible]れども
[illegible]を自[illegible]ヨ[illegible]や三年を
[illegible]ヨ[illegible]の[illegible]

[illegible]を[illegible]
[illegible]ヨ[illegible]
[illegible]の三[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]や[illegible]
[illegible]四人が[illegible]と[illegible]
[illegible]を早くも又[illegible]
[illegible]

年と云へる事を
よ天の高きやうなる
沙弥あて一日又たい面体にて
相田左兵衛尉と名乗る者来
明くるよ新らしく
の事なり名乗りて
ぐそしして歌所の
しが元年高倉
又今歌所の
名乗者と言上仕り
ける外母屋をそれ
て歌のうくく哭のつるば比
奥の又云ひをたく
院仕い必定少くさ
ものそうよ元年首尾
蓮さを申す歌の体し

高家のよろこびあるべきの儀なり
まづ代官くの面目なり
形を守て者を助るの法
あるべくなれば
きのふ罪とまぐ
解きなれども実は那須の
人を見るに稀人の出来
て移りぐく
ゆきもの

ふたり
見物いまるよさ人を
置たれば罪なる事なり
仮て兵今なり
陸奥守後へ
の家くなる事
見明白なる
いを罪をりて
よ所なるなり

侍者をりく
ちば仙蓬
罪見明白なる
侍なる
罪科

ぢと弁舌をふくみて其の
涼しきごとく一言一句の妙有り
ありく利の高徳をもつて結ぬ
されば気下なる者もおのづから
て表田が回忌をまろし居れて
おはて驚紀かる悪人を殺
者せしか吊が妙有りまろ
らば神なる中後缺にまうひ

江きにもと命よもろつとかえめして
蜂屋は御前を退出して同行
中と評議のうく検使をまもらし
得とか吟味のうく三年以前の死
骸を窺し彼者方へ埋葬し
ましく山本兵助は者方を訓き
せ利笑白加賀後の者へは旅け
と頼りなく食を引こしよふる

とゝ付きて東へ青山家のうち
より侍者をもうして伊豆家へ
銭弁の沙汰を乗物より作事とゝさ
る物代三千い三百家の家来四
へ信州くも侍者をもうして却宅
きとさるよりて伊豆より侍者
七九郎を侍者として毎山の
御ちく事ゝ此和尚もうしたる

の沙汰仕をもうしたれ
を迷ちゝ沙汰あるよ白銀三百枚
きとの三千巻年よ家来へ白銀
三千ね出きとの三千ね家来へ和尚賞
此賞後の寺へい白銀廿枚出
三千ね家来へ和尚賞
ちゝ有のくへ礼ちて遣
寺寄をもうして遣

別段三年ゞ四日料として金七両
宛を以て吉田家より毎年
二月長崎へ出張仕る者として黄山
へ出す四礼として白銀弐千枚を
遣はる筆四礼中より毎年
よろ金弐〻三年ゞ四日料として
金弐分宛毎年附いて渡し
長崎奉行より吉田へ渡す

右多侍を吉
田遣ひ毎年の時節を
ならびまして吉田家より
ゟ申出ればまた
仰付多く引渡し
ゟ申ればまた
ゟ七九郎兵衛を
仰付ゟ吉田の侍を
もゟ半ゟ戻ゟ

うつりける

山本兄弟出世の事

并びに伊織の事

扨も伊東七九郎兄弟は山本兄弟

をつれまゐりて日かずへて仙臺

へかへりければ忠宗卿へ御目見

仰付られ兄は四百石を下され

またおとゝは悦びのひかりまして

弟伴藤兵衛は三千石の義

にあたるを以て御加増

あるべきによつて藤三郎は三百石

まつ山本の剣術の指南役

と名付けられける 仰付られ

びよ藤助も三百石にて此役

をつとめ精勤三年の後に

このつぎのへ藤助を

[illegible]三年と名乗り
[illegible]
[illegible]中上洛[illegible]御[illegible]を
[illegible]
[illegible]三郎[illegible]を
[illegible]年を陸奥国
[illegible]任[illegible]を
[illegible]
[illegible]のしゝ[illegible]名



[illegible]武百石[illegible]仙蔵家
[illegible]村[illegible]
[illegible]年[illegible]仲[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]百[illegible]
[illegible]仮[illegible]所の[illegible]
[illegible]仙蔵家[illegible]
[illegible]年後[illegible]綱太

十男文五郎はあるべき様に
と食ども与えくれ
はの様つゝしをうらやあるな
る所代の去るの花で咲く
ら家よや山本金次郎
いと食吸紅のまゝ
剣菊の家印もうれを
者をを与いうでらぐまゞ

んや山本金次郎殿三年ごと
仏壇家屋敷とつゞく家
名で目出たれ
山本金次郎の伴は曰く
伴曰くいんあたた父君の
左を無のきあ源氏金紙
右衛の士たれ此書の紀
を遂たりをつゞめ義家が

拳りて申さんよ仕べき
ちうきしを
ちうき君命をまげむとこそ
しうか
を家の所絶てあて浪くよの
をとを知所を指南さるところ
良くくよあとちうれく
芸者をのうちたる時よのぞ
で同命を三年ぐ経ぬうち絶
ぬ所をのちうよ命をあとたす



あ申ぐ一巻一むぐ
仏一家のうちうあり知
夫婦あ仲の体
夫孫をと法女のみぐとも
ちうぐ捨れども天運つ
毎ちくしてまの敬文を
ば対ちのうちうだして帝死
を情むぐ敬ぐ行私

ともがらの体様をとし
恩ましましたにつくハや地蔵
家く出ありぬるにハ大和の家
をかしこる残して東栄家
さしも流時に至りて天女如件
の積功難れありり
の種肥三年が詳し
勤仕次第の人なれども富の

かして智恵浮くしらく
一刀又六が悪言をかくうて
織令をいさ氏又六が不道の
曲すのかく論に施ありぬ右の
織合よりぬ事新り聞道の楼
免とありう宝にハ三年ハ五ん
へい不忠を正し親つい不孝
此くも不義なりこれ余く

誓のいとらとぶ
きとも言ふつたやや
仙蓬の家くよる特牛の家居い
弱のり
定家の評
孝厚を年ふ年百若
して敬を対英居を揚げ
仙蓬家へ月拝てまたれそ



定母却仲ゆ孫功ちう夏女の
ぐ〻ゆ定家歩て別れち
定四又四郎が評
実所へい智言兼佑の主代
夏三郎が四礼の関ちく
事れども孝の方居ちを
い振家しちう是智ち
ムく角ひて鶴居を祈く

しいたけうり　故郷の昭和まち
なくたうらんしい　なんへうり
笑口爽之狂歌　の伴
加賀殿八郎奏
所もへ　音をそえて　常を弱
きを　助り　和れども　馬鹿
爲きよふ　ゆれども　たまあ
らば又　を　聞きて　行ん



いろくの　悪さうな　又　ちい　所　番
の　曲　の　ように　ちりを　さうの
よ　ゆうに　顔　の　世　ようせ
数　四　通　し　て　ら　く　を　た　紀
ものよ　ら　ん　や　ら　ら　ら　ら
うよふ　の　曲　の　数　て　ち　か
ま　ち　ら　づ　く　加賀殿八郎奏
いり　殺　の　ま　ら　ば　て　を　新

八月板碑の写真を移さ
ざるべし
奥州仲尼の情
敬付の縁事ゆえ発起を
ひらきて
夜の風や雲とも
知いちりのを
移北三年の情



発句を詠して敬をうく
七自敬付
花を見て
思ひも寄ず
四月廿三日 吉伴
同 廿五日
報知の苦して面白
敬付一句

[illegible]

山田為三郎殿為[illegible]の[illegible]の家名を立て[illegible]の[illegible]仕遣家の[illegible]より[illegible]

[illegible]

他者之評

傳曰地内、[illegible]る

[illegible]

嗚呼仁義忠孝

可尚[illegible]

揚抑文庫

[illegible]